

# 平成30年度 千葉市特定保健指導（積極的支援）業務委託 仕様書

## 1 件名

平成30年度千葉市特定保健指導（積極的支援）業務委託

## 2 業務概要

### (1) 目的

対象者が自らの健康状態を自覚し、メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣の課題に気づき、改善に向け、特定健康診査（以下、特定健診という。）利用を含めた生活習慣への自主的な取り組みを継続できるように、特定保健指導（積極的支援）を実施する。

### (2) 対象者

以下の全てに該当する千葉市国民健康保険被保険者

ア 平成30年度の特定健診を受診した者

イ 厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」に定める階層化の結果、積極的支援の対象となる者

ウ 医療機関が実施する特定保健指導を利用しない者

### (3) 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

なお、当該期間中に積極的支援の対象となり、当該期間後に支援継続が必要な者がいる場合には、平成31年度予算の範囲内で別途契約を締結するものとする。

### (4) 実施形態

ア 厚生労働大臣が定める実施方法に掲げるポイントの算定及び要件に基づき、180ポイント以上の支援を実施すること

イ 初回時は面接（個別またはグループ）での支援とする。継続的支援及び実績評価は電話や電子メール等の通信による支援も可とする。

## 3 業務内容

### (1) 特定保健指導実施に向けての準備

特定保健指導の実施にあたっては、次のアからウの準備を行い、その内容について、事前に千葉市の承認を得ること。

ア 実施者及び実施場所の確保

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2の規定により、特定保健指導の実施者の配置、実施する施設及び設備等の整備を行う。

実施場所は、受託者及び発注者相互で調整し会場を確保する。会場設営や片付け、受付業務は受

託者が実施する。(※詳細については、千葉市と協議し決定すること。)

## イ 特定保健指導プログラムの作成

### (ア) 基本方針

プログラムの作成は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」(平成25年厚生労働省告示第91号)に基づき作成すること。

### (イ) その他留意点

特定保健指導プログラムの作成にあたっては、下記aからfの点に留意すること。

- a 対象者が実行可能な行動目標を立てられるような効果的支援であること。
- b 特に40～50歳代の対象者が継続できるプログラムであること。
- c 3ヵ月以上の継続が可能なプログラムと支援体制であること。
- d 行動変容ステージや年齢・性差などを考慮した保健指導を実施できること。
- e 対象者の生活習慣改善に利用できる地域資源の情報提供を行うこと。
- f 特定健康診査の継続的受診を促すこと。

## ウ 説明パンフレットの作成

受託者が実施する積極的支援を説明するためのパンフレット(以下、説明パンフレットという。)を3,300部作成する。

説明パンフレットは、健診実施医療機関が対象者に配布することを想定し、医療機関からの説明が容易であり、かつ、対象者にとって指導内容が理解しやすいものとする。また、申込から実施までの流れを示すなど、利用を促す工夫を講じること。

内容について事前に千葉市の承認を得たうえで、千葉市が指定する日までに健康保険課に納品すること。

## (2) 特定保健指導の実施

### ア 申込受付及び勧奨

受託者は申込用パンフレット及び利用申込書を作成印刷し、対象者へ送付すること。

受託者は対象者から申込を直接受け付け、会場・日程の調整を行う。

また、申込のない者に対し勧奨を行う。勧奨にあたっては、手段及び内容について、事前に千葉市と協議し決定すること。勧奨結果は電子データを作成し千葉市へ報告すること。

### イ 特定保健指導支援計画の作成

特定健診の結果や利用者の意向などを踏まえ、対象者の行動目標を達成するために必要な介入、支援等をまとめた特定保健指導支援計画を初回面接の中で作成する。

### ウ 特定保健指導の実施

イで作成した支援計画に基づき、保健指導を行う。

また、途中脱落防止のために、電話連絡による調整等必要な対策を講じること。

### (3) 提出物について

#### ア 参加申込者名簿

毎月申込者名簿を作成し、電子データを提出すること。提出日については千葉市と協議し決定する。

#### イ 特定保健指導支援計画および実施報告等

特定保健指導支援計画および実施報告書を利用者ごとに作成し、概ね1ヶ月ごとに提出すること。  
また、千葉県国民健康保険団体連合会への報告に必要な情報については、別に厚生労働省の定める電子的標準様式（XML形式）により作成し、CD-Rに記録し電子データを提出すること。

#### ウ 事業実績の報告

対象者の指導が全て終了したのちに、事業実績の報告書（年代別、性別等の指導実績や効果的だった指導方法など）を千葉市に提出すること。なお、年度途中であっても市より個別の照会を求めた際は、速やかに応じること。

### (4) 委託料の算定

各支援段階の委託料は、次のアからウのとおり算定することとする。なお、算定の際に生じた1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

#### ア 初回面接

積極的支援全体の委託料の単価に40%を乗じた金額とする。

#### イ 継続的な支援

積極的支援全体の委託料の単価に50%を乗じた金額を継続的な支援全部に係る委託料とする。  
各支援の委託料は、それに実施した継続支援のポイントを実施計画上の継続支援のポイントで除して算出した割合を乗じて行う。

$\text{全体の委託料} \times 50\% \times \text{実施したポイント} / \text{支援計画のポイント (180ポイント以上)}$ $= \text{各支援の委託料}$
--

#### ウ 実績評価

積極的支援全体の委託料の単価から、上記アおよびイの委託料を差し引いた額とする。

### (5) 請求方法及び時期

各月末締めとし、翌月15日までに請求すること。

請求にあたっては、利用者ごとに、委託料の内訳が分かる明細書、保健指導の実施状況（体重や腹囲等の変化、行動目標の達成の度合い、対象者ごとの支援概要）がわかる進捗票を添付すること。

## (6) 国保資格及び対象要件の確認

千葉市国民健康保険の資格（以下「国保資格」という）及び対象要件の確認について、次のア及びイのとおり行うこと。

### ア 初回面接時

国保資格を有すること及び積極的支援の対象者であることを、利用者が持参する被保険者証及び受診記録票等で確認すること。また、途中脱落防止のため、対象者へ評価終了までは次年度の特定健診の受診を控えることを、初回面接の中で説明すること。

### イ 継続的な支援及び実績評価時

国保資格を有することを、面接で支援を実施する場合は利用者が持参する被保険者証で、通信で実施する場合は口頭などにより確認すること。

## (7) 国保資格を喪失した場合の取扱い

保健指導の申込から初回面接までの間や、支援の途中で国保資格の喪失が判明した場合は、利用者に説明したうえで支援を中止すること。ただし、やむを得ない場合の取扱いは千葉市と別途協議して定めることとする。

## (8) 特定健診結果データの提供について

対象者の特定健診結果及び勧奨に必要な情報を千葉市から電子データで提供する。なお、特定健診受診からデータ提供までは1～2か月程度の日数を要する。

また、医療機関から特定健康診査受診者へは千葉市特定健康診査受診記録票（本人控）で健診結果を伝えているので、それを持参させるなどして活用しても差し支えない。

※ただし、特定健康診査受診時に本人が記入した問診票は、医療機関から本人に返却しないので留意すること。

## (9) 利用券番号の発番について

特定保健指導支援計画及び実施報告等の提出に必要な特定保健指導の利用券番号については、千葉市で発番し受託者に通知する。

千葉市は受託者から送られた申込者名簿に利用券番号を付与し、受託者に返送するものとする。

## (10) 医師会への説明等

受託者は、契約期間中に1回、市が指定する場所・日時・方法で、千葉市医師会に対して、保健指導の実施方法、効果的な指導とするための工夫、対象者のモチベーションを高める方策等について説明及び助言を行うこととする。

説明会の内容については事前に千葉市に承認を得るものとする。

## 4 その他

### (1) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いにあたっては、千葉市個人情報保護条例を遵守し、細心の注意を払うこと。

**(2) 安全管理や緊急時の対応**

安全管理に十分留意し、運動の実践等を行う場合には、運動の制限がなされていないか等を確認すること。緊急時には速やかに対応できるような体制を確保すること。

**(3) 事故発生時等の連絡**

事故が発生した場合や苦情が寄せられた場合は、速やかに市に報告すること。

また、その記録（事故の場合は再発防止策を含む）を作成し、千葉市に提出すること。

**(4) 本仕様書に定めのない事項**

本仕様書に定めのない事項については、別途千葉市と協議し決定する。